

都留市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 7 号

都留市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

都留市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 30 年都留市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。